

防衛省訓令第 28 号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和 27 年政令第 368 号）第 3 条第 7 項、第 9 項第 3 号及び第 11 項の規定に基づき、事務官等に対する俸給表の適用範囲に関する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

防衛大臣 石破 茂

事務官等に対する俸給表の適用範囲に関する訓令

改 正

平成 21 年	3 月 27 日防衛省訓令第 22 号	平成 29 年	3 月 31 日防衛省訓令第 28 号
平成 22 年	3 月 25 日防衛省訓令第 8 号	平成 30 年	3 月 26 日防衛省訓令第 15 号
平成 22 年	4 月 1 日防衛省訓令第 15 号	平成 30 年	3 月 30 日防衛省訓令第 26 号
平成 23 年	4 月 1 日防衛省訓令第 16 号	平成 31 年	3 月 29 日防衛省訓令第 18 号
平成 23 年	8 月 30 日防衛省訓令第 32 号	令和 2 年	3 月 30 日防衛省訓令第 19 号
平成 24 年	4 月 6 日防衛省訓令第 15 号	令和 2 年	6 月 29 日防衛省訓令第 37 号
平成 24 年	7 月 27 日防衛省訓令第 28 号	令和 2 年	9 月 30 日防衛省訓令第 57 号
平成 25 年	5 月 16 日防衛省訓令第 37 号	令和 3 年	3 月 16 日防衛省訓令第 9 号
平成 26 年	3 月 24 日防衛省訓令第 10 号	令和 3 年	3 月 31 日防衛省訓令第 18 号
平成 26 年	7 月 31 日防衛省訓令第 61 号	令和 3 年	7 月 1 日防衛省訓令第 44 号
平成 26 年 1 月 28 日	防衛省訓令第 63 号	令和 4 年	3 月 15 日防衛省訓令第 10 号
平成 27 年	4 月 10 日防衛省訓令第 20 号	令和 4 年	3 月 31 日防衛省訓令第 43 号
平成 27 年 10 月 1 日	防衛省訓令第 39 号	令和 5 年	3 月 31 日防衛省訓令第 38 号
平成 27 年 1 月 27 日	防衛省訓令第 51 号	令和 5 年	6 月 29 日防衛省訓令第 56 号
平成 28 年	3 月 31 日防衛省訓令第 34 号	令和 6 年	3 月 19 日防衛省訓令第 13 号
平成 29 年	3 月 24 日防衛省訓令第 9 号	令和 6 年	3 月 29 日防衛省訓令第 50 号

(研究職俸給表の適用を受ける事務官等の勤務箇所)

第1条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「令」という。）第3条第6項に規定する防衛大臣の定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 整備計画局防衛計画課
- (2) 防衛研究所研究幹事、企画部企画調整課、政策研究部、理論研究部、地域研究部、教育部教育課程運営室、戦史研究センター、特別研究官及び特別研究官の下に置かれる政策シミュレーション室
- (3) 統合幕僚監部防衛計画部計画課分析室並びに指揮通信システム部指揮通信システム企画課統合通信システム研究班、宇宙領域企画班、指揮通信システム開発室及びサイバーエンジニアリング室
- (4) 統合幕僚学校教育課研究室及び国際平和協力センター
- (5) 陸上幕僚監部防衛部防衛課
- (6) 陸上自衛隊国際活動教育隊研究科
- (7) 陸上自衛隊開発実験団装備実験隊第5実験科及び第6実験科並びに部隊医学実験隊実験科
- (8) 陸上自衛隊システム通信・サイバー学校研究部
- (9) 陸上自衛隊化学学校研究部
- (10) 陸上自衛隊教育訓練研究本部研究部
- (11) 陸上自衛隊補給統制本部弾薬部試験室
- (12) 海上幕僚監部防衛部防衛課
- (13) 自衛艦隊
 - ア 自衛艦隊司令部
 - イ 艦隊情報群司令部
 - ウ 海洋業務・対潜支援群 対潜資料隊気象海洋情報科、音響第1科及び研究教育科
 - エ 開発隊海上システム開発隊分析部
- (14) システム通信隊群保全監査隊本部通信保全科
- (15) 海上自衛隊潜水医学実験隊実験第1部、実験第2部及び実験第3部
- (16) 航空幕僚監部防衛部防衛課及び事業計画第2課、運用支援・情報部情報課並びに科学技術官付
- (17) 航空総隊
 - ア 航空総隊司令部防衛部防衛課
 - イ 航空戦術教導団司令部研究部並びに電子作戦群レーダー評価隊及び電子戦隊
 - ウ 作戦システム運用隊作戦システム管理群群本部
- (18) 航空開発実験集団
 - ア 航空開発実験集団司令部研究開発部
 - イ 飛行開発実験団飛行実験群本部、航空機技術隊及び計測隊、誘導武器開発実験隊並びに電子戦技術隊
 - ウ 電子開発実験群本部及び開発評価隊
 - エ 航空医学実験隊研究企画官、第1部、第2部、第3部並びに第4部装備品科及び空間識科
- (19) 宇宙作戦群宇宙作戦指揮所運用隊
- (20) 航空システム通信隊保全監査群通信保全隊

- (21) 航空安全管理隊航空事故調査部、資料部及び教育研究部
- (22) 航空自衛隊幹部学校航空研究センター研究企画管理室及び事態対処研究室
- (23) 自衛隊サイバー防衛隊
- (24) 情報本部計画部、分析部、画像・地理部及び電波部
- (25) 防衛装備庁長官官房、装備政策部、プロジェクト管理部及び技術戦略部

(医療職俸給表（二）の適用を受ける医療技術職員)

第2条 令第3条第8項第3号に規定する防衛大臣の定める医療技術職員は、病理細菌技術職員、理学療法技術職員、作業療法技術職員、視能技術職員、臨床工学技士、心理療法士、はり師及びきゅう師とする。

(専門スタッフ職俸給表の適用を受ける官職)

第3条 令第3条第10項に規定する防衛大臣が定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大臣官房サイバーセキュリティ特別分析官
- (2) 大臣官房秘書課人事問題調査分析官
- (3) 大臣官房文書課防衛法制調査分析官
- (4) 大臣官房企画評価課政策評価調査分析官
- (5) 大臣官房会計課防衛会計問題調査分析官
- (6) 防衛政策局調査課国際問題調査分析官
- (7) 防衛政策局参事官付の戦略環境調査分析官及び国際政策調査分析官
- (8) 整備計画局サイバー企画課サイバー調査分析官
- (9) 整備計画局施設計画課防衛施設問題調査分析官
- (10) 人事教育局人事計画・補任課自衛官人事調査分析官
- (11) 地方協力局地域社会協力総括課の地域政策調査分析官及び沖縄地域政策調査分析官
- (12) 防衛装備庁装備政策部装備政策課取得制度調査分析官
- (13) 防衛装備庁技術戦略部技術戦略課国際技術協力室防衛技術調査分析官

附 則

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
 - (1) 医療技術職員の指定に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第56号）
 - (2) 研究職俸給表の適用を受けるべき事務官等の勤務箇所を定める訓令（昭和33年防衛庁訓令第84号）

附 則（令和6年3月29日防衛省訓令第50号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。